

# 元荒川上流



第55号

令和8年5月

## 土地改良区だより

【発行】元荒川上流土地改良区 理事長 高澤克芳

〒361-0017 埼玉県行田市大字若小玉2802-3 TEL.048-556-3135 FAX.048-556-7671

E-mail ▶ motojyou@etude.ocn.ne.jp http://www.motoarakawajoryu.or.jp/

### 未来へつながろう!ふるさとの水土里 子ども絵画展2025



水土里ネット元荒川上流 大賞

「水田とトラクター」

行田市立南河原小学校 5年 梅木 陽彩 さん

全国2,625点の応募作品から梅木さんの作品が「水土里ネット元荒川上流 大賞」を受賞しました。おめでとうございます!!

元荒川上流  
土地改良区  
の概要

- 【受益地区】 熊谷市・行田市・鴻巣市・羽生市・北本市  
桶川市・加須市・久喜市
- 【受益面積】 5,226 ha (田 3,829 ha / 畑 1,397 ha)
- 【組合員数】 8,670人



農業用水は貴重な資源です!  
節水・節電にご協力をお願いします。

#### 目次

- 理事長あいさつ ..... 2
- 令和6年度決算(財務状況の公表) ..... 3
- 令和8年度予算 ..... 3
- 令和7年度事業の実施状況 ..... 4
- 令和8年度事業の実施予定 ..... 5
- 費用負担について ..... 6

## 理事長あいさつ

## 理事長 高澤克芳



組合員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃元荒川上流土地改良区の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月5日に通常総代会を開催し、令和8年度予算を含む議案が可決され、無事に令和8年度を迎えることができました。

さて近年、農業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。各地で豪雨や暴風等による風水害、さらには火災・山火事など自然災害が相次いでおります。昨年は平均気温が統計開始以来、過去最高を記録するなど異常な高温となりました。さらに11月頃から降水量の少ない状況が続き、関東でもダムの貯水率低下による農業用水の取水制限が危惧されます。

また、ロシアのウクライナ侵攻によりエネルギー価

格や肥料が急騰し、円安の進行や中国の輸出規制が追い打ちとなり生産資材の高騰は収束が見えません。さらにイランによるホルムズ海峡の封鎖など中東情勢の悪化は、燃料高騰にとどまらず供給低下による深刻なエネルギー不足も危ぶまれております。この状況において一昨年来の一時的な米価の高騰は需給の均衡が保てず、価格が混乱する可能性が否定できません。

今後も、生産者の減少や高齢化が避けられない中で、農業が持続的かつ安定して発展するためには、農地や水利施設の適切な保全管理による生産基盤の強化が不可欠であります。その基幹的役割を課された責任を果たすべく、役職員が一丸となって取り組んでまいります。

土地改良区が組合員のみなさまのご期待に応えるよう、役職員一同職務に邁進する所存でありますので、今後ともより一層のお力添えをお願い申し上げます。土地改良区だより発行のご挨拶といたします。

## 令和7年度 通常総代会について

令和8年3月5日(木)午後2時から行田グリーンアリーナ研修室において、総代84名(現員数91名)出席のもと、令和7年度 通常総代会を開催しました。

また、新たに第2区の長谷川誠氏が総代会議長に選任されました。

### 議事内容

審議の結果、各議案が原案のとおり可決承認されました。

- 承認事項 1 令和6年度 事業報告及び決算報告について
- 承認事項 2 令和7年度 専決処分について
- 議決事項 1 定款の一部改正について
- 議決事項 2 定款附属書 役員選任規程及び総代選挙規程の一部改正について
- 議決事項 3 規約の一部改正について
- 議決事項 4 委員会規程の一部改正について
- 議決事項 5 令和8年度 地区除外について

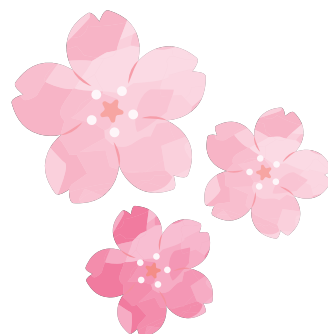
- 議決事項 6 令和8年度 賦課金について
- 議決事項 7 令和8年度 長期借入金について
- 議決事項 8 令和8年度 一時借入金について
- 議決事項 9 令和8年度 役員・総代の報酬等について
- 議決事項 10 令和8年度 地区除外決済金について
- 議決事項 11 令和8年度 予算について
- 議決事項 12 理事の欠員に伴う補欠選任について

### 理事の紹介

第1被選任区 島澤万藏氏が選任されました。  
任期は令和8年3月6日から令和11年4月6日です。

### 総代の紹介

第1区 新島良一氏、第11区 長谷見利夫氏、第19区 荒井正雄氏が選任されました。  
任期は令和8年1月25日から令和11年1月24日です。



## 令和6年度 決算

令和6年度の財務状況を公表します。

## ■ 一般会計

| 収 入         |             | 支 出           |             |
|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 科 目         | 決算額(円)      | 科 目           | 決算額(円)      |
| 1 土地改良事業収入  | 203,978,276 | 1 土地改良事業費支出   | 296,855,969 |
| 2 附帯事業収入    | 70,101,190  | 2 一般管理費支出     | 204,068,873 |
| 3 基本財産運用収入  | 5,000,837   | 3 土地改良事業負担金支出 | 0           |
| 4 特定資産運用収入  | 9,046,115   | 4 借入金返済支出     | 45,400,583  |
| 5 補助金等収入    | 66,447,449  | 5 支払利子        | 1,795,392   |
| 6 交付金収入     | 28,698,960  | 6 固定資産取得支出    | 3,972,250   |
| 7 寄附金収入     | 0           | 7 基本財産積立支出    | 10,000,000  |
| 8 業務受託料収入   | 418,000     | 8 特定資産積立支出    | 28,636,000  |
| 9 雑収入       | 2,507,772   | 9 雑支出         | 437,717     |
| 10 借入金収入    | 32,286,000  | 10 繰越金        | 35,600,109  |
| 11 基本財産取崩収入 | 0           | 11 予備費        | 0           |
| 12 特定資産取崩収入 | 168,225,000 |               |             |
| 13 固定資産売却収入 | 42,810      |               |             |
| 14 出資金返還収入  | 0           |               |             |
| 15 繰越金      | 40,014,484  |               |             |
| 合 計         | 626,766,893 | 合 計           | 626,766,893 |

## ■ 貸借対照表

| 資 産 の 部      |               | 負 債 の 部             |               |
|--------------|---------------|---------------------|---------------|
| 摘 要          | 金額(円)         | 摘 要                 | 金額(円)         |
| ① 流動資産       | 150,075,315   | ① 流動負債              | 170,498,648   |
| (1) 現金及び預金   | 121,486,965   | ② 固定負債              | 442,237,860   |
| (2) 未収金      | 3,249,650     | 負 債 合 計             | 612,736,508   |
| (3) 短期未収金    | 25,338,700    | 正 味 財 産 の 部         |               |
| ② 固定資産       | 6,837,483,706 | 摘 要                 | 金額(円)         |
| (1) 基本財産     | 762,599,605   | ① 指定正味財産            | 2,634,690,218 |
| (2) 特定資産     | 5,899,430,252 | ② 一般正味財産            | 3,740,132,295 |
| (3) その他の固定資産 | 175,453,849   | 正 味 財 産 合 計         | 6,374,822,513 |
| ③ 繰延資産       | 0             |                     |               |
| 資 産 合 計      | 6,987,559,021 | 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 | 6,987,559,021 |

## 令和8年度 予算

## ■ 一般会計

| 収 入         |             |        | 支 出           |             |        |
|-------------|-------------|--------|---------------|-------------|--------|
| 科 目         | 予算額(円)      | 構成比(%) | 科 目           | 予算額(円)      | 構成比(%) |
| 1 土地改良事業収入  | 202,872,000 | 44.32  | 1 土地改良事業費支出   | 231,915,000 | 50.67  |
| 2 附帯事業収入    | 68,659,000  | 15.00  | 2 一般管理費支出     | 135,012,000 | 29.50  |
| 3 基本財産運用収入  | 5,234,000   | 1.14   | 3 土地改良事業負担金支出 | 2,000       | 0.00   |
| 4 特定資産運用収入  | 8,913,000   | 1.95   | 4 借入金返済支出     | 39,732,000  | 8.68   |
| 5 補助金等収入    | 42,534,000  | 9.30   | 5 支払利子        | 2,401,000   | 0.52   |
| 6 交付金収入     | 12,788,000  | 2.80   | 6 固定資産取得支出    | 3,000       | 0.00   |
| 7 寄附金収入     | 1,000       | 0.00   | 7 基本財産積立支出    | 1,000       | 0.00   |
| 8 業務受託料収入   | 440,000     | 0.10   | 8 特定資産積立支出    | 25,302,000  | 5.53   |
| 9 雑収入       | 2,033,000   | 0.44   | 9 雑支出         | 2,004,000   | 0.44   |
| 10 借入金収入    | 24,226,000  | 5.29   | 10 繰越金        | 1,000       | 0.00   |
| 11 基本財産取崩収入 | 1,000       | 0.00   | 11 予備費        | 21,335,000  | 4.66   |
| 12 特定資産取崩収入 | 60,003,000  | 13.11  |               |             |        |
| 13 固定資産売却収入 | 3,000       | 0.00   |               |             |        |
| 14 出資金返還収入  | 1,000       | 0.00   |               |             |        |
| 15 繰越金      | 30,000,000  | 6.55   |               |             |        |
| 合 計         | 457,708,000 | 100.00 | 合 計           | 457,708,000 | 100.00 |

## 令和7年度 事業の実施状況

### 1 県費単独土地改良事業

| 施設名   | 施工場所     | 事業量(m) | 事業費(千円) |
|-------|----------|--------|---------|
| 太田用水路 | 行田市大字小見  | 78.5   | 15,000  |
| 酒巻導水路 | 行田市大字北河原 | 35.3   | 20,000  |

### 2 融資単独土地改良事業

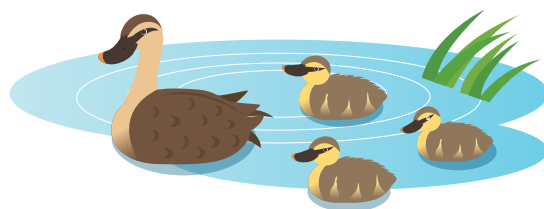
| 施設名    | 施工場所     | 事業量(m) | 事業費(千円) |
|--------|----------|--------|---------|
| 下長野用水路 | 行田市長野2丁目 | 44.5   | 20,000  |

### 3 土地改良施設維持管理適正化事業

| 施設名       | 施工場所     | 事業量 | 事業費(千円) |
|-----------|----------|-----|---------|
| 古宮用水路除塵機  | 熊谷市池上    | 1か所 | 3,960   |
| 川里中央第一揚水機 | 鴻巣市広田    | 1か所 | 7,700   |
| 谷郷(上)揚水機  | 行田市大字和田  | 1か所 | 3,740   |
| 谷郷(中)揚水機  | 行田市大字谷郷  | 1か所 | 3,410   |
| 北本揚水機     | 北本市朝日4丁目 | 1か所 | 4,180   |

### 4 水路改良事業

| 施設名      | 施工場所     | 事業量(m) | 事業費(千円) |
|----------|----------|--------|---------|
| 野悪水路     | 行田市大字野   | 111.0  | 3,971   |
| 上池守2号排水路 | 行田市大字下池守 | 29.0   | 3,971   |
| 外谷田用水路   | 鴻巣市鴻巣    | 196.8  | 5,005   |



酒巻導水路



施工前



施工後

外谷田用水路



施工前



施工後

## 令和8年度 事業の実施予定

### 1 県費単独土地改良事業

| 施設名   | 施工場所    | 事業量(m) | 事業費(千円) | 内容               |
|-------|---------|--------|---------|------------------|
| 太田用水路 | 行田市大字小見 | 78.0   | 15,000  | U型水路 高1.0m×巾1.8m |
| 酒巻導水路 | 行田市大字酒巻 | 32.0   | 20,000  | L型水路 高2.0m×巾4.0m |

### 2 融資単独土地改良事業

| 施設名    | 施工場所     | 事業量(m) | 事業費(千円) | 内容               |
|--------|----------|--------|---------|------------------|
| 下長野用水路 | 行田市長野2丁目 | 43.0   | 25,000  | U型水路 高1.2m×巾1.8m |

### 3 土地改良施設維持管理適正化事業

| 施設名   | 施工場所    | 事業量 | 事業費(千円) | 内容                         |
|-------|---------|-----|---------|----------------------------|
| 百塚揚水機 | 行田市大字埼玉 | 1か所 | 8,140   | 水中モーターポンプ、操作盤、配管交換及び補修塗装   |
| 小橋揚水機 | 行田市大字谷郷 | 1か所 | 6,050   | 水中モーターポンプ、操作盤部品、配管交換及び補修塗装 |

### 4 水路改良事業

| 施設名      | 施工場所      | 事業量(m) | 事業費(千円) | 内容                      |
|----------|-----------|--------|---------|-------------------------|
| 下池守1号排水路 | 行田市大字上池守  | 35.0   | 4,000   | A型柵渠 高1.2m×巾1.0m及び水路底版工 |
| 和田堀悪水路   | 行田市大字和田、外 | 25.0   | 4,000   | 法面ブロック張工及び水路底版工         |

※主な事業に加え、区域にある施設の維持管理に関して、水路の浚渫や草刈りなどを予定しております。

## 土地改良区って何？

土地改良区は、農業用の用排水路を管理しているところです。

田んぼに水が入るように、水路の草刈りや、水路の補修、また、不法に捨てられたゴミなどを片付けています。

近年、電気料の高騰が続いております。元荒川上流土地改良区でも、国の補助金等を活用し、電気料の負担軽減に取り組んでいます。水は限りある貴重な資源です。かけ流しなどもひかえ、引き続き、節電・節水にご協力をお願いします。

みんなで譲り合い大切に使いましょう。



# 土地改良区の費用負担について

土地改良区が皆様をお願いしている費用負担は下記のとおりです。

## 農地の負担金

**賦課金** …… 用水、排水の受益区域に係る負担金です。

農地（登記地目が田・畑）を耕作又は、所有している方（組合員）に賦課されます。

| 地 目           | 田      |        |        |        | 畑      | 田・畑    |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1㎡当たり<br>賦課単価 | 用排水区域  | 用水区域   | 排水区域   | 特別区域   | 排水区域   | 特別排水区域 |
|               | 5.29 円 | 2.99 円 | 2.99 円 | 2.30 円 | 2.30 円 | 1.61 円 |

**畑地かんがい賦課金** …… 畑に水路から揚水して稲作する場合の用水費です。  
地元役員の調査による申告制です。1㎡あたり2.99円です。

## なぜ納める必要があるの？

土地改良区は農業用の用排水路等を維持管理するために、組合員が設立した公共の法人です。そのため、受益地の水利施設を維持管理する共同責任がありますので、受益地内に農地がある限り、組合費である賦課金を納付いただく必要があります。賦課金は、電気料金や水道料金とは違い使用料ではありません。施設の維持管理費用として使っている費用なので、休耕・転作していても納める必要があります。

## 滞納を続けると…

法に基く滞納処分を行う場合があります。

土地改良区は維持管理のための財源である賦課金の完納を目指し、未納者には戸別訪問や弁護士による督促措置により納付をお願いしておりますが、それでも納付いただけない場合は、財産を差し押えるなどの滞納処分が土地改良法により認められています。



## お届けください

**土地所有権・耕作権・住所・氏名**の異動があったときは、土地改良法第44条の規定により、土地改良区へ通知をお願いします。

土地改良法 第44条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

- 組合員資格の異動を土地改良区へ通知することにより、賦課金の支払者も旧資格者から新資格者へ異動することになります。土地改良区への通知は、このことも踏まえたうえでお願いします。通知が無い場合、組合員資格の異動は無いことになり、従前の組合員へ賦課金の通知書が送付されることになります。

## 記載すべき事項について

- 1 当事者の氏名、住所、生年月日（法人の場合は、名称、所在地）
- 2 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 3 資格得喪の原因及びその時期

土地改良法施行規則 第33条 法第44条第1項の規定による通知は、上に掲げる事項を記載した書面に当事者が連署してしなければならない。

※登記を変更しても、土地改良区へ届出がないと変更されませんのでご注意ください。

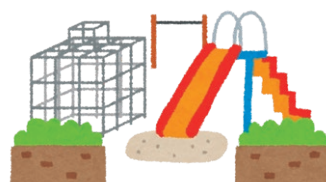
\*当改良区ホームページより、各種申請書がダウンロードできます。

元荒川上流土地改良区

検索

ちくじょがいけっさいきん  
地区除外決済金  
(土地改良法第43条)

農地を宅地等に転用する場合の一時金です。  
市街化区域の農地転用、田から畑への農地改良、また道路・公園等の用地として提供する場合にも必要です。



| 地 目     | 田     |       |       |       | 畑     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1㎡当たり   | 用排水区域 | 用水区域  | 排水区域  | 特別区域  | 排水区域  |
| 地区除外決済金 | 370 円 | 208 円 | 208 円 | 208 円 | 160 円 |
| 農地改良    | 210 円 | 208 円 | 48 円  | 208 円 | —     |

## 地区除外決済金とは

土地改良区施設の維持管理費や運営費は組合員の皆様が負担する賦課金でまかなわれています。一部の農地が農地転用等により地区から脱退すると、残された組合員の費用負担は大きくなってしまいます。そこで、残された組合員の費用負担が増えてしまうのを緩和するため、地区除外決済金を納付していただくことになっています。

## 水路使用の負担金

はいすい ふ たんきん

排水負担金 …… 浄化槽からの排水に対する負担金です。



土地改良区が管理している水路は農業用に使われることが目的ですが、現実的には農地・住宅・店舗・工場等の混在により、農地以外からの排水をやむを得ず受け入れている状況にあります。

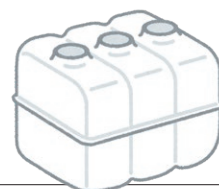
生活排水等の流入は、本来の目的外の水を流すことになります。

排水負担金は、排水を流そうとする人が、「浄化槽を設置して排水を流したいのですが。」という申出(申請)により、地元の総代及び理事の意見を聞いた上で「はい。いいですよ。」(承認)

「ただし、排水負担金を払ってくださいね。」という約束(契約)によって成り立っています。

もし、この契約なしに排水を放流している場合は所定の手続きをお願いします。

引き続き、排水負担金の納付にご協力をお願いいたします。



こんなときは、  
届出(連絡)が必要です

- 住所、氏名等の変更があったとき
- 住宅の売買があったとき
- 住宅を取壊し、浄化槽を廃止したとき
- 公共下水道、集落排水等への接続に伴い浄化槽を廃止したとき
- 空家になったとき

|         | 承認書交付時(消費税込) |         | 毎年のご負担(消費税込) |         |
|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| 浄化槽の大きさ | 排水一時負担金      | 承認手数料   | 排水負担金(年額)    |         |
| 5人槽     | 16,500 円     | 3,000 円 | 令和8年度        | 2,790 円 |
| 7人槽     | 23,100 円     |         |              | 3,920 円 |
| 10人槽    | 33,000 円     |         |              | 5,600 円 |

しせつしょうりょう

施設使用料 …… 管理水路に橋を架けたり、排水管を埋設する場合にかかる費用です。  
金額については、お問い合わせください。

## 賦課金・排水負担金納入方法について

- 1 口座振替 … 右記の金融機関にて口座振替が可能です。  
ご希望の方は土地改良区までお問合せください。
- 2 現金納付 … 右記の金融機関の他にコンビニでも納付できます。
- 3 QR決済 … PayPay等のQR決済で納付できます。

お取り扱いできる金融機関

- 埼玉りそな銀行
- りそな銀行
- 武蔵野銀行
- ほくさい農協
- さいたま農協
- 南彩農協
- くまがや農協
- ゆうちょ銀行(口座振替のみ)

## 未来へつなごう! ふるさとの水土里 子ども絵画展2025

この絵画展には2017年から参加し、今年で9年目になりました。  
将来を担う子供たちへ、少しでも田んぼや農業に関心をもってほしい。  
そんな願いを込めて募集をしています。  
おかげさまで、毎年たくさんの応募があり、本当にうれしい限りです。  
私たちが子供たちの絵を見ると心が癒されます。  
今年は、行田市内、外から123点の応募がありました。その中から入賞作品の絵を紹介します!



「くらしを支える米作り」

平塚 祐太 さん(5年)



「田んぼで働くアイガモさん」

杉山 寧音 さん(4年)



「日々の恵みへの感謝」

春日 咲良 さん(6年)



「なえと田んぼに集まる生き物」

関根 杏介 さん(3年)



「田んぼと白さぎ」

小野 緯 さん(3年)



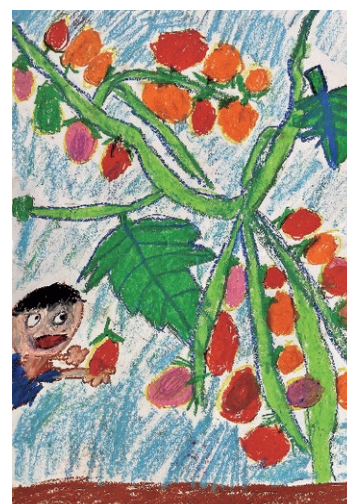
「はたらくじいじ」

瀬古 伊織 さん(2年)



「豊かな自然」

秋山 律 さん(1年)



「とまがいっぱい」

原口 應介 さん(2年)